平成２８年４月５日

弘前市長　葛西　憲之　様

弘前市廃棄物減量等推進審議会
会長　内山　大史

弘前市一般廃棄物処理基本計画の策定について（答申）

平成２７年７月１３日付け弘環事発第４５号により諮問のあった標記事項について、当審議会で審議いたしましたので、別紙を添えて答申いたします。

本計画の推進にあたっては、審議会からの意見等を踏まえ、積極的な施策の展開を図られるよう要望いたします。

答申にあたって

１．はじめに

これまでの大量消費、大量生産、大量廃棄による社会経済システムは、エネルギーや資源の枯渇、さらには地球温暖化などの地球規模の環境問題を引き起こす大きな原因となっています。

このような背景のもと、弘前市においてもごみの減量化・資源化をより一層推進し、循環型社会の形成を図るため、様々な取組を進めてきましたが、前計画で設定した「１人１日当たりのごみ排出量」や「リサイクル率」などの数値目標には遠く及ばないまま、計画期間を終えています。

このような状況のもと、弘前市廃棄物減量等推進審議会は、平成２７年７月１３日に、平成２８年度から平成３７年度までの１０年間を計画期間とする「弘前市一般廃棄物処理基本計画」の策定について、弘前市長より諮問を受け、これまで計５回の会議を開催し、ごみの減量化・資源化と生活排水の適正処理の推進にかかる基本的な方向性について審議してきました。

会議では、議論に必要な分析データや調査結果をもとに、循環型社会の形成に向けた具体的施策について活発な議論を行い、その結論を踏まえ、本答申としています。

弘前市においては、低迷するごみ処理の現状を真摯に受け止め、魅力的な都市生活環境の実現に向けて、市民や事業者と連携・協働し、積極的に取り組まれることを期待します。

２．計画の策定における基本的な考え方について

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、一般廃棄物の処理責任を負う市町村が、その区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画です。

市町村は、その区域内における一般廃棄物の抑制に関し、適切に普及啓発や情報提供、環境教育等を行うことにより、住民の自主的な取組を促進するとともに、一般廃棄物の適正な循環的利用に努めていく責務を有しています。

こうした考え方を踏まえ、一般廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策においては、まず、できる限り廃棄物の排出を抑制し、次に廃棄物となったものについては、再使用、再生利用といった順に、できる限り循環的な利用を行い、排出抑制及び循環的利用の上でさらに適正な循環的利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを計画の基本としています。

弘前市におけるごみ処理基本計画の基本的な方向性については、前回計画において数値目標に遠く及ばなかったことを踏まえ、市民・事業者一人ひとりが当事者意識を持ち、今まで以上に市民、事業者、行政の３者が連携・協働できるよう基本理念、基本方針を定めることが求められ、また、これまで実施してきた調査・分析をもとに、財政負担なども考慮した実効性のある施策を盛り込んだ計画とすることが重要です。

また、生活排水処理基本計画については、弘前市の生活排水の適正処理が概ね良好に進捗していることから、本計画においても前回計画の基本的な方向性を継承しつつ、適正処理にかかる広報・啓発活動の強化などを盛り込んだ計画とすることが必要です。

計画を推進するに当たっては、目標を明確にし、目標達成に向けた行政としての強い姿勢を打ち出すとともに、その進捗については広く情報提供を進めていくことで、市民や事業者と目標を共有していくことを要望します。

また、本計画の将来数値は、現時点での推計であることから、計画期間の中間年度では見直しを行い、さらに計画策定の諸条件に大きな変動があった場合には、弾力的に適宜見直しを行うなど、実効性を保持していくよう努めてください。

３．計画の推進に向けた施策について

本計画に掲げる個別施策については、以下の項目を反映し、推進していくことを要望します。特に、当市の大きな課題となっている事業系ごみについては、果たすべき役割の大きさを考慮し、より一層の対策が必要であると考えます。

■ごみ処理基本計画

＜家庭系ごみ＞

①排出者のごみ減量化・資源化への動機付け

全ての市民が継続的にごみの減量化・資源化に取り組むためには意識啓発だけでは限界があり、排出者に対する動機付けが必要です。

継続的に日々の経済活動の中で３Ｒを実践できるよう全国で導入が進む「家庭ごみの有料化」や市民が楽しみながら積極的に取り組めるような仕組みづくりの早期検討が必要です。

②２Ｒの取組強化を踏まえた３Ｒの推進

ごみの減量化・資源化をさらに図るには、３Ｒ（リデュース、リユー

ス、リサイクル）、とりわけ２Ｒ（リデュース、リユース）の取組が重要です。レジ袋の削減やマイバックの活用、リターナブル容器の使用など、身近な取組をこれまで以上に推進することが必要です。

　また、使用済小型家電からの有用金属の回収などリサイクルについても可能な限り推進することが必要です。

③幅広い年齢層への環境教育の実施

　現状の環境教育は、小中学生を対象としたものが中心ですが、さらなる幅広い年齢層への環境教育が必要です。一般住民に対する処理施設の見学機会を増やすなど、ごみ処理コストなどのごみ処理に関する理解を深めるための有効な施策の検討が必要です。

④高齢者や障がい者に対する取組の推進

　高齢化社会への移行や核家族化の進行に伴い、今後、弘前市においても高齢者や障がい者など、ごみを集積所まで持ち出すことが困難な住民が増加するものと思われることから、これらの住民に対する収集支援策を早期に検討することが必要です。

⑤地域のネットワークを活用した取組の推進

　再生資源回収運動など市民が主体となった取組については、主に町会やＰＴＡが積極的に取り組んでいますが、一部の市民のみの取組となっている傾向にあると思われます。

　今後は、地域での独自の環境活動や環境を意識した行事の開催など、地域のネットワークを活用した取組の検討が必要であると考えます。

＜事業系ごみ＞

①地域ならではの特徴に応じた施策の推進

　基幹産業である農業から排出されるごみについては、今後も多くの排出が予想されますが、３Ｒの推進を踏まえつつ、剪定枝のたい肥化など、弘前市ならではの特徴的な取組を検討・実施すべきであると考えます。

②あらゆる事業者に配慮した周知方法の検討

　弘前地区環境整備事務組合との協力による、ごみ処理施設へのリサイクル可能な古紙類の受入制限や処分手数料の見直しについては、事業者へのルールづくりという観点で評価できますが、一方で、事業者が取り組みやすくなるような配慮が必要です。業種別の適正区分・適正処理にかかるガイドラインの作成・配付など、きめ細かな取組も必要であると考えます。

■生活排水処理基本計画

弘前市では、市の重点施策として、下水道及び農業集落排水施設などの整備を行ってきました。その結果、生活排水の適正処理の割合を示す生活排水処理率が平成２６年度末で８６．４％という高い数値となっています。

しかし、残りの１３．６％が未だに生活雑排水を未処理で排出している状況であるため、施設の整備や市民への啓発など、より一層の取組が必要です。

特に、家庭などから排出される生活雑排水の未処理放流水が、生活環境の悪化や公共用水域の水質汚濁の要因になることを広く周知し、対策の必要性や重要性を定期的に周知する必要があると考えます。